

令和 8 年 度

富山市交通安全実施計画

富 山 市

はじめに

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第4項の規定に基づき、本市が令和8年度において交通安全に関して講じようとする施策をまとめたものです。

富山市における人身事故件数は、3,762件を数えた平成13年以降は減少傾向で推移し、令和7年中の件数は前年より27件多い907件となりました。また、負傷者数は、1,028人で前年より3人増加しました。

一方、死者数は4人で前年より3人減少したものの、うち高齢者は3人と全体の7割以上を占めることから、大変憂慮すべき状況が続いております。

こうしたことから、高齢者をはじめ市民を交通事故から守り、安心して暮らせる安全で快適な交通社会の実現をめざして、本年度に取り組む、道路交通環境を整備するための各種の施策や市民の交通安全思想の啓発や普及などの諸施策を、実施計画として体系的にまとめました。

これらの施策の実施にあたっては、幅広い市民参加を求めるとともに、関係機関や団体と緊密に連携・協力し、総合的な交通安全対策として積極的に推進します。

目 次

1	道路交通環境の整備	1
(1)	人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
(2)	幹線道路における交通安全対策の推進	1
(3)	交通安全施設等整備事業の推進	2
(4)	自転車利用環境の総合的整備	3
(5)	交通需要マネジメントの推進	3
(6)	災害に備えた道路交通環境の整備	5
(7)	総合的な駐車対策の推進	5
(8)	雪に強いまちづくりに対応した交通安全の確保	6
(9)	その他道路交通環境の整備	6
2	交通安全思想の普及啓発	7
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	7
(2)	普及啓発活動の推進	7
(3)	交通安全関係団体等の主体的活動の推進	9
(4)	市民の参加・協働の推進	9
3	安全運転の確保	10
(1)	安全運転の啓発と教育	10
(2)	道路交通に関する情報の充実	10
4	道路交通秩序の維持	11
5	救助・救急活動の充実	12
(1)	救助・救急体制の整備	12
(2)	救急関係機関の協力関係の確保等	12
6	交通事故被害者支援の充実と推進	13
7	交通事故分析等関係調査結果の活用	14
8	高齢者の交通事故防止対策の強化	15
(1)	高齢者に対する交通安全教育の推進	15
(2)	地域ぐるみで高齢者を見守る気運の醸成	15
(3)	反射材着用の普及拡大に向けた活動の推進	15
(4)	運転免許を返納しやすい環境の整備	15
9	踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	16

講じようとする施策（令和８年度）

1 道路交通環境の整備

- (1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

実施方針及び重点

- ① 生活道路における交通安全対策の推進
- ② 通学路等における交通安全の確保
- ③ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間の整備
- ④ 無電柱化の推進
- ⑤ 適切に機能分担された道路網の整備
- ⑥ 改良による道路交通対策の推進

〔概要〕

通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道を積極的に整備するほか、「人」の視点に立った交通安全対策について推進していく必要があり、歩道等の交通安全施設の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境を形成する。

〔主な事業等〕

事業名等	事業等の概要	担当課等
市道整備事業（幹線市道整備事業）	幹線市道の整備を行う。 ・継続 8路線	道路整備課 土木事務所建設課
市道整備事業（生活道路整備事業）	生活道路の整備を行う。 ・継続 28路線 ・新規 5路線	道路整備課 土木事務所建設課
街路整備事業	中心市街地における都市計画道路の新設、改良を行う。 ・継続 8路線	道路整備課
街路整備事業（電線類地中化事業）	電線類の地中化並びに歩道の整備を行う。 ・継続 1路線	道路整備課
市道整備事業（交通安全施設整備事業）	防護柵、反射鏡、区画線等交通安全施設を整備する。	道路整備課 土木事務所建設課
道路維持補修事業	区画線や標識などの道路附属物の補修を行う。	道路河川管理課 土木事務所建設課
サンライト事業	維持管理コストの軽減を図るとともに、環境未来都市として低炭素社会づくりの取組を進めるため、新たに民間資本を活用したESCO事業を推進する。	道路河川管理課 土木事務所建設課
富山駅周辺地区土地区画整理事業	駅前広場や都市計画道路などの基盤整備とあわせ、駅周辺における土地利用の高度化を図る土地区画整理事業を実施する。	交通施設課
林道事業	人工林の間伐や木材搬出等の森林施業の効率化及び山村生活環境の改善等を図るため、林道網の整備を促進する。	森林政策課 農林事務所農地林務課
富山市通学路交通安全プログラム	・小学校57校・義務教育学校1校で通学路の点検を行い、危険個所を報告してもらう（市内の分校および古志はるかぜ学園は実施しない）。 ・警察、道路管理者、学校、市が危険個所の合同点検を行う。 ・危険個所の対応策をハード面、ソフト面で検討し、対策を実施している。	学校教育課 建設政策課 危機管理課
キッズゾーン整備業務	交通安全対策の一環として、幼児の散歩などの安全を確保するため、キッズゾーンを整備する。	危機管理課

1 道路交通環境の整備		
(3) 交通安全施設等整備事業の推進		
実施方針及び重点 ① 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 ② 幹線道路対策の推進		
[概要] 交通の円滑化と交通事故防止のため、事故が多発している道路等を重点に交通安全施設整備を推進する。		
[主な事業等]		
事業名等	事業等の概要	担当課等
市道整備事業（歩行者空間整備事業）	歩行者空間（歩道、幅広路肩等）の整備を行う。 ・新規 1路線 ・継続 7路線	道路整備課 土木事務所建設課
市道整備事業（交通支障箇所改善事業）	事故を誘発するおそれのある交通支障箇所の改善を図る。 ・新規 4箇所 ・継続 8箇所	道路整備課 土木事務所建設課
（再掲）市道整備事業（交通安全施設整備事業）	防護柵、反射鏡、区画線等交通安全施設を整備する。	道路整備課 土木事務所建設課
市道整備事業（リフレッシュ事業）	舗装個別施設計画に基づく、舗装の補修を行う。	道路整備課 土木事務所建設課
リフレッシュ事業	舗装や道路側溝の補修を行う。	道路河川管理課 土木事務所建設課
（再掲）道路維持補修事業	区画線や標識などの道路附属物の補修を行う。	道路河川管理課 土木事務所建設課
富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業	県が事業主体となっている富山駅付近連続立体交差事業の推進に協力し、南北一体的なまちづくりを図る。	交通施設課

1 道路交通環境の整備		
(4) 自転車利用環境の総合的整備		
(5) 交通需要マネジメントの推進		
実施方針及び重点 ① 安全で快適な自転車利用環境の創出 ② 自転車等駐車対策の推進 ③ 自転車の安全性の確保 ④ 交通需要マネジメントの推進		
〔概要〕 道路交通の円滑化を図るため、鉄道、バス等の公共交通機関の利用を促進するほか、環状道路の整備や交差点の改良等を進め、交通需要マネジメントの定着化を推進する。 また、乗用車から自転車への転換を促進するため、自転車走行空間ネットワークの整備を推進するとともに、自転車駐車場の良好な運営管理と自転車放置の防止に取り組む。 さらに、自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、自転車の正しい利用方法の普及に努める。		
〔主な事業等〕		
事業名等	事業等の概要	担当課等
自転車利用環境整備事業	乗用車から自転車への転換を促進し、安全で快適な自転車の利用環境整備に取り組む。	交通政策課
自転車駐車場管理運営事業費	富山駅周辺や中心市街地、ＪＲ・あいの風とやま鉄道・富山地方鉄道各駅に設置した自転車駐車場を管理する。	交通政策課
放置自転車対策事業	自転車放置禁止区域や中心市街地等での放置自転車の移動整理や撤去を行い、公共の場所における無秩序な自転車駐車を抑制し、良好な自転車走行環境の形成を図る。	交通政策課
交通安全教室事業	歩行者、自転車利用者、運転者として、基本的な交通ルールやマナー等を習得するための幼児や高齢者を対象とする交通安全教室を開催する。 講話のほか、ゲーム、映像など工夫を凝らし、参加者の興味・関心をひく内容とする。 ・幼児交通安全教室 （計画） 110回 7,000人 ・高齢者交通安全教室 （計画） 90回 1,700人 ・その他（出前講座・小学校等）交通安全教室 （計画） 20回 400人 ・参加体験実践型交通安全教室 （計画） 薄暮教室 2回	危機管理課
自転車交通安全教室修了証交付事業	小学校中学年を対象に座学・確認試験・実車指導を実施する。 （計画） 58校で実施	危機管理課
自転車マナー向上事業	高校就学前の中学第3学年の生徒に対し、自転車利用に関するクリアファイルを配布する。 ・推進強化月間 5月 （国が定める自転車月間） ・自転車の日 5月5日	危機管理課
自転車損害賠償責任保険加入促進事業	自転車利用者の自転車損害賠償責任保険への加入促進に向けた周知啓発を行う。（令和5年度までは、自転車を利用する小学生、中学生、高校生及び65歳以上の運転免許自主返納者を対象に、自転車損害賠償責任保険への加入費用の一部を補助）	交通政策課
児童生徒に対する交通安全教育	小・中・義務教育学校において、交通安全指導計画を作成し、発達段階に応じて、正しい歩行や自転車乗車についての交通安全教育を行う。	学校教育課

事業名等	事業等の概要	担当課等
公共交通活性化推進事業（高山本線活性化事業）	本市の公共交通軸であるＪＲ高山本線について、増便運行やパーク＆ライド駐車場の設置等を継続して行い、活性化を図る。	交通政策課 交通施設課
公共交通活性化推進事業（不二越・上滝線活性化事業）	本市の公共交通軸である富山地方鉄道不二越・上滝線について、富山地方鉄道（株）や沿線の利用促進団体と連携して活性化を図る。	交通政策課
ＩＣカード（えこまいか）利用拡大事業	交通ＩＣカードの利便性を図るため、チャージ機の設置・設置補助を行う。	交通政策課
生活交通対策事業	中心市街地の回遊性向上や各地域の公共交通不便地域における交通手段確保のためコミュニティバスや乗合いタクシーを運行するとともに、民間赤字バス路線への支援を行う。	交通政策課 交通施設課
路面電車事業	路面電車の安全性及び定時制確保のため、本市が所有する軌道施設について、計画的な改修や維持管理を行うとともに、富山港線鉄道区間の施設改修等に対して支援を行うもの。 また、市内電車環状線の運行により、公共交通の利便性向上と中心市街地の活性化を図る。	交通政策課 交通施設課
軌道整備事業	市内電車の安全性と定時運行を確保するため、市が保有する軌道施設（富山都心線、富山駅南北接続線及び富山港線）について、軌道整備事業者として必要な維持管理を行うもの。	交通施設課
おでかけ定期券事業	おでかけ定期券を発行することにより、高齢者の移動手手段の確保と社会参加を促し、地鉄路線バスや地鉄電車、市内電車等の利用により中心市街地への来街者の増加を図り、公共交通機関の利用促進と中心市街地の活性化を図る。	まちづくり推進課

1 道路交通環境の整備		
(6) 災害に備えた道路交通環境の整備		
(7) 総合的な駐車対策の推進		
実施方針及び重点 ① 災害に備えた道路の整備 ② 災害に備える資機材等の整備 ③ 総合的な駐車対策の推進		
[概要] 道路交通の安全と円滑化を図り、都市機能の維持・増進を図るため、交通状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。また、災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。		
[主な事業等]		
事業名等	事業等の概要	担当課等
(再掲) 自転車駐車場管理運営事業費	富山駅周辺や中心市街地、ＪＲ・あいの風とやま鉄道・富山地方鉄道各駅に設置した自転車駐車場を管理する。	交通施設課
(再掲) 放置自転車対策事業	自転車放置禁止区域や中心市街地等での放置自転車の移動整理や撤去を行い、公共の場所における無秩序な自転車駐車を抑制し、良好な自転車走行環境の形成を図る。	交通施設課
(再掲) 街路整備事業（電線類地中化事業）	電線類の地中化並びに歩道の整備を行う。 ・継続 1 路線	道路整備課
橋りょう維持補修事業	老朽化等により損傷した橋梁を補修し、安全な道路網の確保を図るとともに、緊急時における物資輸送路を確保する。	道路構造保全対策課
(再掲) 道路維持補修事業	区画線や標識などの道路附属物の補修を行う。	道路河川管理課 土木事務所建設課

1 道路交通環境の整備		
(8) 雪に強いまちづくりに対応した交通安全の確保		
(9) その他道路交通環境の整備		
実施方針及び重点 ① 雪に強い交通安全施設等の整備 ② 雪に強い道路整備等の推進 ③ 道路除排雪の推進 ④ 冬期間における交通安全の確保 ⑤ 道路使用及び占用の適正化等 ⑥ 子どもの遊び場等の確保		
[概要] 降積雪期においても、道路交通の機能が十分維持されるよう、歩行空間の整備を推進する。 また、除雪機械や消融雪施設の効率的な配置とともに、車道や歩道の除排雪を推進し、安全で円滑な通行を確保する。		
[主な事業等]		
事業名等	事業等の概要	担当課等
除排雪機械購入事業 補助事業	町内会等が購入する小型除排雪機械の費用を補助し、地域ぐるみの除排雪活動を推進する。	道路河川管理課
地域ぐるみ除排雪事業 補助事業	町内会等が行う生活道路等の除排雪事業を補助し、冬期における地域ぐるみの除排雪を促進する。	地域コミュニティ推進課
(再掲)市道整備事業 (幹線市道整備事業)	幹線市道の整備を行う。 ・継続 8路線	道路整備課 土木事務所建設課
(再掲)市道整備事業 (生活道路整備事業)	生活道路の整備を行う。 ・継続 28路線 ・新規 5路線	道路整備課 土木事務所建設課
(再掲)街路整備事業	中心市街地における都市計画道路の新設、改良を行う。 ・継続 8路線	道路整備課
(再掲)市道整備事業 (交通支障箇所改善事業)	事故を誘発するおそれのある交通支障箇所の改善を図る。 ・新規 4箇所 ・継続 8箇所	道路整備課 土木事務所建設課
(再掲)市道整備事業 (交通安全施設整備事業)	防護柵、反射鏡、区画線等交通安全施設を整備する。	道路整備課 土木事務所建設課
雪対策事業	積雪時における道路交通の確保と市民生活の安定を図るために、市道の除排雪や消雪施設等の整備を行う。 ・除雪延長 L=1,848.9km ・歩道除雪延長 L=234.4km ・消雪装置整備工事 L=155m ・町内消雪設置工事(補助金) N=11件	道路河川管理課 土木事務所建設課
(再掲)道路維持補修事業	区画線や標識などの道路附属物の補修を行う。	道路河川管理課 土木事務所建設課
公園整備事業	子どもの安全な遊び場を確保し、路上遊戯による交通事故を防止するため、街区公園や地区公園等の整備を行う。 ・城山公園 他2公園	公園緑地課

2 交通安全思想の普及啓発		
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (2) 普及啓発活動の推進		
実施方針及び重点 ① 幼児に対する交通安全教育の推進 ② 児童生徒に対する交通安全教育の推進 ③ 若者や成人に対する交通安全教育の推進 ④ 高齢者に対する交通安全教育の推進 ⑤ 外国人に対する交通安全教育 ⑥ 交通安全運動の推進 ⑦ 横断歩道における歩行者優先の徹底 ⑧ 自転車の安全利用の推進 ⑨ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 ⑩ 反射材用品等の普及促進及び着用の定着化 ⑪ 交通安全に関する広報の推進 ⑫ その他の普及啓発活動の推進		
〔概要〕 交通安全意識を向上させ交通マナーを身につけるため、幼児交通安全教室、高齢者交通安全教室、参加体験実践型交通安全教室など、幼児から高齢者に至るまで発達段階に合わせた生涯にわたる安全教育を通して、市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう、意識改革を図っていく。		
〔主な事業等〕		
事業名等	事業等の概要	担当課等
(再掲)交通安全教室事業	歩行者、自転車利用者、運転者として、基本的な交通ルールやマナー等を習得するための幼児や高齢者を対象とする交通安全教室を開催する。 講話のほか、ゲーム、映像など工夫を凝らし、参加者の興味・関心をひく内容とする。 ・幼児交通安全教室 (計画) 110回 7,000人 ・高齢者交通安全教室 (計画) 90回 1,700人 ・その他(出前講座・小学校等)交通安全教室 (計画) 20回 400人 ・参加体験実践型交通安全教室 (計画) 薄暮教室 2回	危機管理課
交通安全指導事業 (交通指導員)	各地域において、登校児童の安全確保と街頭指導などを実施している交通指導員の活動を支援し、交通事故の防止を図る。 ・交通指導員連絡協議会への補助等	危機管理課

事業名等	事業等の概要	担当課等
交通安全意識啓発事業	交通安全意識の向上と交通ルールの遵守や正しい交通マナーが市民に定着するよう、関係団体等と連携した組織的・継続的な啓発活動を行う。 ・交通安全アドバイザー活動事業 交通安全アドバイザーが各地域で高齢者宅を訪問し交通安全の啓発を行う。 ・交通安全ポスターコンクール 子どもの交通安全意識の啓発と意識向上を図るため、交通安全に係るポスターコンクールを実施する。 ・交通安全市民大会 市民大会を開催し、市民の交通安全意識の高揚を図る。 ・小学校新入学児童への交通安全帽子の配布 ・新成人による交通安全宣言 ・その他交通安全啓発活動	危機管理課
（再掲）自転車交通安全教室修了証交付事業	小学校中学年を対象に座学・確認試験・実車指導を実施する。 （計画） 58校で実施	危機管理課
横断歩道ルール・マナーの定着	信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止率が低いことから、改善を図るため、県警察をはじめとする関係機関・団体とともに取り組む。	危機管理課
（再掲）自転車損害賠償責任保険加入促進事業	自転車利用者の自転車損害賠償責任保険への加入促進に向けた周知啓発を行う。（令和5年度までは、自転車を利用する小学生、中学生、高校生及び65歳以上の運転免許自主返納者を対象に、自転車損害賠償責任保険への加入費用の一部を補助）	交通施設課

2 交通安全思想の普及啓発		
(3) 交通安全関係団体等の主体的活動の推進		
(4) 市民の参加・協働の推進		
実施方針及び重点 ① 交通安全関係団体等の主体的活動の推進 ② 市民の参加・協働の推進		
〔概要〕 交通安全の推進に関わる者の裾野の拡大やそれぞれの活動のより一層の向上を図るため、交通安全関係団体や構成員などによる交通安全意識の普及・啓発に関する活動を支援する。		
〔主な事業等〕		
事業名等	事業等の概要	担当課等
交通安全指導推進体制整備事業	本市における交通安全の基本的な方針に基づいた活動を展開するため、交通安全に係る計画を作成し、関係団体等との連携・協働を図るとともに必要な支援を行い、交通事故防止活動を推進する。 ・交通安全対策協議会関係事務 交通安全実施計画、交通安全推進計画を作成する。 ・交通安全功労者表彰 交通安全の推進に功績のあった団体、個人を表彰する。 ・交通安全活動事業補助 幼児交通安全クラブ（幼稚園、保育所らいちょうクラブ等）の活動事業を補助する。 ・交通安全母親活動事業補助 市交通安全母の会連絡協議会の活動事業を補助する。 ・地域交通安全促進事業補助 交通安全協会3支部（富山中央・富山南・富山西）の事業を補助する。	危機管理課
（再掲）交通安全指導事業（交通指導員）	各地域において、登校児童の安全確保と街頭指導などを実施している交通指導員の活動を支援し、交通事故の防止を図る。 ・交通指導員連絡協議会への補助等	危機管理課
高齢者生きがい対策事業（老人クラブ活動事業）	単位老人クラブおよび市老人クラブ連合会の活動を支援することにより、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、閉じこもり予防を推進し、高齢者福祉の増進を図る。	長寿福祉課

3 安全運転の確保		
(1) 安全運転の啓発と教育 (2) 道路交通に関する情報の充実		
実施方針及び重点 ①安全運転の啓発と教育 ②道路交通に関する情報の充実		
〔概要〕 運転者が安全に運転しようとする意識や態度を向上させるため、あらゆる機会を通じて啓発や教育に努めるとともに、道路交通に関する情報については、迅速な周知、伝達に努める。 〔主な事業等〕		
事業名等	事業等の概要	担当課等
飲酒等悪質・危険な運転の根絶	各地域において、関係団体等と連携した飲酒暴走運転追放キャンペーンを展開するなど、継続的に交通安全啓発活動を行う。 推進重点月間 12月	危機管理課
全座席でのシートベルト着用とチャイルドシート着用の徹底	各地域において、関係団体等と連携したシートベルト着用交通安全キャンペーンを展開するなど、継続的に交通安全啓発活動を行う。 推進重点月間 通年	危機管理課
高齢者、身体障害者等の保護	高齢運転者標識・身体障害者標識の表示を推進し、思いやり運転の気運を醸成する。	危機管理課
夜間の安全運転と事故防止	「原則上向きライト走行」「こまめなライトの切替え」「早めのライト点灯」を啓発し、安全運転の気運を醸成する。	危機管理課
(再掲) 自転車マナー向上事業	高校就学前の中学第3学年の生徒に対し、自転車利用に関するクリアファイルを配布する。 ・推進強化月間 5月 (国が定める自転車月間) ・自転車の日 5月5日	危機管理課

4 道路交通秩序の維持		
暴走行為をさせない環境づくり		
実施方針及び重点 ①暴走行為をさせない環境づくり		
[概要] 暴走行為やそれに伴う各種の不法行為を未然に防止するため、関係機関・団体と連携し対策を推進する。		
[主な事業等]		
事業名等	事業等の概要	担当課等
(再掲) 飲酒等悪質・危険な運転の根絶	各地域において、関係団体等と連携した飲酒暴走運転追放キャンペーンを展開するなど、継続的に交通安全啓発活動を行う。 ・飲酒運転根絶運動の実施 ・ハンドルキーパー運動の推進 ・新成人による交通安全宣言の実施	危機管理課

5 救助・救急活動の充実		
(1) 救助・救急体制の整備 (2) 救急関係機関の協力関係の確保等		
実施方針及び重点 ① 救助体制の整備・拡大 ② 救急救命士の養成・配置等の促進 ③ 救助・救急用資機材の整備の推進 ④ 心肺蘇生法等の応急手当普及啓発の推進 ⑤ 高速自動車道等における救急業務実施体制の整備 ⑥ 救急関係機関の協力関係の確保等		
[概要] 交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にとどめるため、救急医療機関、消防機関等の関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助救急体制及び救急医療体制の整備を図る。		
[主な事業等]		
事業名等	事業等の概要	担当課等
救急高度化整備事業	救命効果の向上を図るため、救急救命士を計画的に養成する。 養成計画人数 3人 8年度末養成者数累計 86人予定	消防局総務課
メディカルコントロール体制整備事業	救急救命士の処置範囲の拡大等救急業務の高度化に対応するため、実施した応急措置の事後検証や再教育などを行うメディカルコントロール体制の充実強化を図る。	消防局警防課
消防車両等整備事業	災害対応強化のため、老朽化した車両を更新整備する。 高規格救急車 消防ポンプ自動車等	消防局警防課
応急手当普及啓発事業	救命効果の向上を図るため、計画的に応急手当指導員を養成し、応急手当普及員の拡大を図り、応急手当の普及啓発を推進する。 目標 受講者 16,000人	消防局警防課

6 交通事故被害者支援の充実と推進		
交通事故被害者支援のための情報提供等		
実施方針及び重点 ①交通事故被害者支援の情報提供等		
[概要] 交通事故により生命を絶たれたり、肉体的・精神的・経済的に大きな被害を受けた、交通事故被害者への支援をおこなうとともに、交通事故に関する相談を受けられる県交通事故相談所等の情報を提供する。		
[主な事業等]		
事業名等	事業等の概要	担当課等
国県の専門相談機関及び制度の周知や情報提供	国の自動車損害賠償補償事業等の情報提供や県交通事故相談所・（社）自動車保険請求相談センター等の情報を提供し、被害者の支援に努める。	危機管理課
交通遺児福祉金等の支給	富山市交通遺児福祉金支給条例に基づき福祉金を支給し、交通事故遺児の福祉の向上を図る。 ・福祉金 遺児一人当たり年額３８，４００円 ・夏季、年末に見舞金を支給	危機管理課

7 交通事故分析等関係調査結果の活用		
交通事故分析等関係調査結果の活用等		
実施方針及び重点		
① 交通事故分析等関係調査結果の活用等		
〔概要〕 高齢者をはじめとする歩行者の行動特性に関する情報等、交通安全対策に関する情報収集等に努め、歩行者の交通安全教育や啓発活動に活用する。 また、国・県の交通事故に関する分析や研究成果を活用するとともに関係団体等への情報提供に努める。 〔主な事業等〕		
事業名等	事業等の概要	担当課等
(再掲)交通安全教室事業	歩行者、自転車利用者、運転者として、基本的な交通ルールやマナー等を習得するための幼児や高齢者を対象とする交通安全教室を開催する。 講話のほか、ゲーム、映像など工夫を凝らし、参加者の興味・関心をひく内容とする。 ・幼児交通安全教室 (計画) 110回 7,000人 ・高齢者交通安全教室 (計画) 90回 1,700人 ・その他(出前講座・小学校等)交通安全教室 (計画) 20回 400人 ・参加体験実践型交通安全教室 (計画) 薄暮教室 2回	危機管理課
(再掲)全座席でのシートベルト着用とチャイルドシート着用の徹底	各地域において、関係団体等と連携したシートベルト着用交通安全キャンペーンを展開するなど、継続的に交通安全啓発活動を行う。	危機管理課
(再掲)交通安全意識啓発事業	交通安全意識の向上と交通ルールの遵守や正しい交通マナーが市民に定着するよう、関係団体等と連携した組織的・継続的な啓発活動を行う。 ・交通安全アドバイザー活動事業 交通安全アドバイザーが各地域で高齢者宅を訪問し交通安全の啓発を行う。 ・交通安全ポスターコンクール 子どもの交通安全意識の啓発と意識向上を図るため、交通安全に係るポスターコンクールを実施する。 ・交通安全市民大会 市民大会を開催し、市民の交通安全意識の高揚を図る。 ・小学校新入学児童への交通安全帽子の配布 ・新成人による交通安全宣言 ・その他交通安全啓発活動	危機管理課
ふるさとみまもり事業	富山市防犯協会連合会が配置するふるさとみまもり隊員が、防犯や防災、道路・公園等の点検パトロールや不審者情報を活用した重点パトロールを実施し、安全で安心なまちづくりの推進を図る。 ・市内3防犯協会に計5名配置	危機管理課
認知症高齢者見守り支援事業	認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の団体や警察、消防等の関係機関、企業等と協力し、市全体での見守り体制を構築する。また、認知症による徘徊があった場合に早期に情報が伝達されるシステムを構築し、早期発見・保護につなげる。	長寿福祉課

8 高齢者の交通事故防止対策の強化		
(1) 高齢者に対する交通安全教育の推進 (2) 地域ぐるみで高齢者を見守る気運の醸成 (3) 反射材着用の普及拡大に向けた活動の推進 (4) 運転免許を返納しやすい環境の整備		
実施方針及び重点 ① 高齢者に対する交通安全教育の推進 ② 地域ぐるみで高齢者を見守る気運の醸成 ③ 反射材着用の普及拡大に向けた活動の推進 ④ 運転免許を返納しやすい環境の整備		
〔概要〕 交通安全教室などを通して高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、他の世代に対しては高齢者を交通事故から守る意識の醸成を図る。 また、高齢者が反射材を着用するよう普及活動に努め、併せて運転に不安を感じる高齢者が運転免許返納後も安心して暮らせる環境づくりを進める。		
〔主な事業等〕		
事業名等	事業等の概要	担当課等
(再掲)交通安全教室事業	歩行者、自転車利用者、運転者として、基本的な交通ルールやマナー等を習得するための幼児や高齢者を対象とする交通安全教室を開催する。 講話のほか、ゲーム、映像など工夫を凝らし、参加者の興味・関心をひく内容とする。 ・幼児交通安全教室 (計画) 110回 7,000人 ・高齢者交通安全教室 (計画) 90回 1,700人 ・その他(出前講座・小学校等)交通安全教室 (計画) 20回 400人 ・参加体験実践型交通安全教室 (計画) 薄暮教室 2回	危機管理課
(再掲)交通安全意識啓発事業	交通安全意識の向上と交通ルールの遵守や正しい交通マナーが市民に定着するよう、関係団体等と連携した組織的・継続的な啓発活動を行う。 ・交通安全アドバイザー活動事業 交通安全アドバイザーが各地域で高齢者宅を訪問し交通安全の啓発を行う。 ・交通安全ポスターコンクール 子どもの交通安全意識の啓発と意識向上を図るため、交通安全に係るポスターコンクールを実施する。 ・交通安全市民大会 市民大会を開催し、市民の交通安全意識の高揚を図る。 ・小学校新入学児童への交通安全帽子の配布 ・新成人による交通安全宣言 ・その他交通安全啓発活動	危機管理課
(再掲)認知症高齢者見守り支援事業	認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の団体や警察、消防等の関係機関、企業等と協力し、市全体での見守り体制を構築する。また、認知症による徘徊があった場合に早期に情報が伝達されるシステムを構築し、早期発見・保護につなげる。	長寿福祉課

9 踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置		
踏切道における安全教育と冬期間の除雪体制の強化		
実施方針及び重点		
① 踏切道における安全教育と冬期間の除雪体制の強化		
〔概要〕 交通安全教室などを通して、踏切道通行時の緊急措置に関する知識等の周知を図るとともに、踏切道付近の道路除雪体制の強化による通行の安全と円滑化を図る。 〔主な事業等〕		
事業名等	事業等の概要	担当課等
(再掲)交通安全教室事業	歩行者、自転車利用者、運転者として、基本的な交通ルールやマナー等を習得するための幼児や高齢者を対象とする交通安全教室を開催する。 講話のほか、ゲーム、映像など工夫を凝らし、参加者の興味・関心をひく内容とする。 ・幼児交通安全教室 (計画) 110回 7,000人 ・高齢者交通安全教室 (計画) 90回 1,700人 ・その他(出前講座・小学校等)交通安全教室 (計画) 20回 400人 ・参加体験実践型交通安全教室 (計画) 薄暮教室 2回	危機管理課
(再掲)交通安全意識啓発事業	交通安全意識の向上と交通ルールの遵守や正しい交通マナーが市民に定着するよう、関係団体等と連携した組織的・継続的な啓発活動を行う。 ・交通安全アドバイザー活動事業 交通安全アドバイザーが各地域で高齢者宅を訪問し交通安全の啓発を行う。 ・交通安全ポスターコンクール 子どもの交通安全意識の啓発と意識向上を図るため、交通安全に係るポスターコンクールを実施する。 ・交通安全市民大会 市民大会を開催し、市民の交通安全意識の高揚を図る。 ・小学校新入学児童への交通安全帽子の配布 ・新成人による交通安全宣言 ・その他交通安全啓発活動	危機管理課
(再掲)雪対策事業	積雪時における道路交通の確保と市民生活の安定を図るために、市道の除排雪や消雪施設等の整備を行う。 ・除雪延長 L=1,848.9km ・歩道除雪延長 L=234.4km ・消雪装置整備工事 L=155m ・町内消雪設置工事(補助金) N=11件	道路河川管理課 土木事務所建設課